

添付法令資料 2 :

個人納税者の業務、サービス又は活動についての所得に対する第21条所得税の源泉
徴収税率に関する2023年12月27日付インドネシア共和国政令No. 58 (目次)
2024年1月1日施行

第1章 総則 (第1条)

第2章 個人納税者の業務、サービス又は活動についての所得に対する第21条所
得税の源泉徴収税率 (第2条及び第3条)

第3章 終則 (第4条及び第5条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所